

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

杉並区長

## 公表日

令和6年4月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、各種の母子保健業務を実施している。  <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容> 1. 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 2. 新生児の訪問指導の実施に関する事務 3. 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は同法第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 4. 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 7. 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 8. 未熟児の訪問指導の実施に関する事務 9. 養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給に関する事務 10. 養育医療の費用の徴収に関する事務 11. 母子健康包括支援センターの事業実施に関する事務
③システムの名称	杉並区母子保健システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)母子保健ファイル、(2)共通基盤システムDBファイル、(3)情報連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)第9条1項 別表第一の49の項 別表第二の69の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 1. 情報照会 69の2,70の項 2. 情報提供 26,56の2,69の2,87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	杉並区子ども家庭部地域子育て支援課、杉並保健所保健サービス課
②所属長の役職名	地域子育て支援課長、保健サービス課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部地域子育て支援課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月30日	I 関連情報 1. ②事務の概要	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、各種の母子保健業務を実施している。  <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容> 1. 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 2.～7略 8. 未熟児の訪問指導の実施に関する事務 9. 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 10. 養育医療の費用の徴収に関する事務	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、各種の母子保健業務を実施している。  <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容> 1. 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 2.～7略 8. 未熟児の訪問指導の実施に関する事務	事前	
平成30年3月20日	I 関連情報 1. ②事務の概要	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、各種の母子保健業務を実施している。  <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容> 1. 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 2.～7略 8. 未熟児の訪問指導の実施に関する事務	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、各種の母子保健業務を実施している。  <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容> 1. 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 2.～7略 8. 未熟児の訪問指導の実施に関する事務 9. 養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給に関する事務 10. 養育医療の費用の徴収に関する事務	事後	自己点検による記載の修正 (その他の項目の変更)
平成30年3月20日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	事後	組織改正
平成30年3月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年6月1日 時点	平成29年9月20日 時点	事後	年度経過
平成30年3月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年6月1日 時点	平成29年9月20日 時点	事後	年度経過
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ②	所属長	所属長の役職名	事後	様式変更 (項目名称変更)
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年9月20日 時点	平成30年12月7日 時点	事後	年度経過

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年9月20日 時点	平成30年12月7日 時点	事後	年度経過
平成31年3月20日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式変更 (IV リスク対策追加)
平成31年4月1日	I 関連情報 5. ①部署	杉並区保健福祉部子育て支援課	杉並区子ども家庭部子育て支援課	事前	組織改正
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	事前	組織改正
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部子育て支援課	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育て支援課	事前	組織改正
令和1年12月27日	I 関連情報 3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、各種の母子保健業務を実施している。  <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容> 1. 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 2. 新生児の訪問指導の実施に関する事務 3. 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は同法第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 4. 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 7. 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 8. 未熟児の訪問指導の実施に関する事務 9. 養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給に関する事務 10. 養育医療の費用の徴収に関する事務	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、各種の母子保健業務を実施している。  <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容> 1. 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 2. 新生児の訪問指導の実施に関する事務 3. 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は同法第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 4. 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 7. 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 8. 未熟児の訪問指導の実施に関する事務 9. 養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給に関する事務 10. 養育医療の費用の徴収に関する事務 11. 母子健康包括支援センターの事業実施に関する事務	事後	法改正による追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条1項 別表第一の49の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条1項 別表第一の49の項 別表第二の69の2	事後	法改正による追記
令和1年12月27日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 1. 情報照会 70の項 2. 情報提供 26,56の2,87の項	番号法第19条第7項 別表第二 1. 情報照会 69の2,70の項 2. 情報提供 26,56の2,69の2,87の項	事後	法改正による追記
令和3年1月1日	IIしきい値判断 1. 対象人数	平成30年12月7日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	II 2. 取扱者数	平成30年12月7日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	I 関連情報 5. ①部署	杉並区子ども家庭部子育て支援課	杉並区子ども家庭部管理課	事後	組織改正
令和3年1月1日	I 関連情報 5. ②所属長の役職名	子ども家庭支援担当課長	地域子育て支援担当課長	事後	組織改正
令和3年1月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育て支援課	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部管理課	事後	組織改正
令和4年3月18日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8項	事後	法改正
令和4年3月18日	I 関連情報 5. ①部署	杉並区子ども家庭部管理課	杉並区子ども家庭部管理課 杉並保健所保健サービス課	事後	担当部署の追加
令和4年3月18日	I 関連情報 5. ②所属長の役職名	地域子育て支援担当課長	地域子育て支援担当課長 保健サービス課長	事後	担当部署の追加
令和4年3月18日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和2年10月1日 時点	令和3年9月15日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II 2. 取扱者数	令和2年10月1日 時点	令和3年9月15日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	I 関連情報 1. ③システムの名称	杉並区母子保健システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム	杉並区母子保健システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公関係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公関係	事後	
令和6年2月16日	I 関連情報 1. ③システムの名称	杉並区母子保健システム、中間サーバコネクタ、中間サーバプラットフォーム ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理	杉並区母子保健システム、共通基盤システム、中間サーバプラットフォーム ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理	事後	機器更改のため
令和6年2月16日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)母子保健ファイル、(2)中間サーバコネクタDBファイル、(3)情報連携ファイル	(1)母子保健ファイル、(2)共通基盤システムDBファイル、(3)情報連携ファイル	事後	機器更改のため
令和6年2月16日	I 関連情報 5. ①部署	杉並区子ども家庭部管理課 杉並保健所保健サービス課	杉並区子ども家庭部地域子育て支援課 杉並保健所保健サービス課	事後	組織改正
令和6年2月16日	I 関連情報 5. ②所属長の役職名	地域子育て支援担当課長 保健サービス課長	地域子育て支援課長 保健サービス課長	事後	組織改正
令和6年2月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部管理課	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部地域子育て支援課	事後	組織改正